

清水 節 提出 学位申請論文（課程博士）

『日本占領と宗教制度改革』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文「日本占領と宗教制度改革」は、連合国軍総司令部と日本政府及び宗教界の折衝の中で展開される、占領期の宗教政策の諸相を明らかにしつつ、制度改革の意義を論じようとするものである。

本論は三部九章と序章・結章によって構成される。第一部「GHQの宗教政策を支えた組織と人物」は、日本側・占領軍側の全体的組織を明らかにしつつ、双方の中心人物に焦点を当てる。第二部「宗教法制をめぐる日米の相剋」は、占領初期昭和20年12月に出された宗教法人令、占領末期（26年4月）の宗教法人法の制定公布に至る、三者の折衝過程を検討することにより、占領期の宗教政策を明

らかにする。第三部「宗教政策の展開と諸制度の改革」は、宗教政策が宗教のみでなく、町内会制度や国有財産処分、祝祭日など多様な分野にも大きな影響を与えたことを具体的に明らかにする。

序章では研究史を検討しつつ、戦後の宗教政策は、神道指令、宗教法人令、日本国憲法の三者によって規定されていたが、そのなかでは宗教法人令・宗教法人法の研究が少ないことを指摘し、三者が相互にどのように影響を与えつつ展開していくかを検討することの必要性を指摘する。宗教政策の実態を明らかにするためにはGHQⅡSCAP文書によることが不可欠であり、さらに近年所在が明らかになったウツダード文書の重要性を指摘し、両文書により、宗教政策を担った組織と人物、宗教法人令・宗教法人法制定に至る経過、宗教政策が他分野にどのような影響を与えたかといった課題を解明する、とする。

第一章「民間情報局『宗教課』の組織と人事」では、従来の占領史研究で注目されてこなかった、CIE宗教課の組織と日本人スタッフを取り上げ、宗教政策

を展開した組織と人物を明らかにする。日本人スタッフは、顧問・専門家・事務担当の三層、顧問や専門家はキリスト教・仏教・神道の三グループに分かれ、彼らが改革指導者（米国人）と被占領者（日本人）の間に立ち、日本の宗教事情に暗かった占領軍スタッフに対し、情報提供を行い、日本人に対しては占領軍の意図を伝えるという役割を果たしたことを明らかにした。

第二章「W・P・ウツダードの研究とその課題」は、オレゴン州立大学に所蔵されているウツダード文書により、CIEの宗教政策を検証する。ウツダードは戦前、組合派の宣教師として日本・朝鮮で活動し、昭和20年10月CIEのスタッフとして来日し、帰国後米国の大学で教鞭を取り、1972年に“The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions”をあらわした。この著作は阿部美哉（元國學院大學学長）により『天皇と神道』（サイマル出版会、1988年）として翻訳・出版され、日本の宗教界・学界に大きな影響を与える一方、いくつかの批判が寄せられた。論者は、同文書に残された草稿や削除部分

などを検討することにより、ウツダードの国家神道観、昭和21年の元旦詔書、いわゆる人間宣言発出に至る経過を詳細に検討する。

第三章「岸本英夫と占領政策」では、ウツダード文書の中に残されていた、東京大学文学部宗教学科助教授でCIE宗教課顧問となった岸本の昭和20年の日記（複製）を検討する。日記から、CIEスタッフがどのように日本の宗教事情を理解し、神道観を形成していったのか、神道指令中の「国体」の用語の位置づけ、教育勅語の無効化に際しての岸本の重要な役割を指摘し、教育の分野においても岸本の役割が大きかったことを示した。

第四章「宗教法人令の起草（占領初期）」では、宗教団体法に代わるものとして、ポツダム勅令として制定・公布された法人令の起草過程とその特質を論じる。団体法は、信仰の自由を妨げるものとして廃止すべき悪法の一つとされていた。文部省宗務課は宗教団体法を廃止する一方、その条文のいくつかを残し、そののちに法人法制定を考えていたが、CIEはそれを団体法の継続として批判し、勅

令の形式によって法人令を公布し、それを待って団体法を廃止することとなり、宗務課が各宗教指導者の参加を得て草案作成を行った。当初は認可主義が採用されていたが、CIEの批判により宗教に対する行政の権限をなくしたものとなった。CIEは宗教団体に関する特別な立法は不要であり、行政と宗教団体の完全な分離を主張していたが、宗務課やキリスト教を含む日本の宗教団体は行政による認可を必要とし、CIEの主張する極端な自由主義には反対し、両者の信教の自由に関する考え方には大きなギャップがあったとする。

法人令施行直後から改正への動きが生じ、昭和26年4月に法人法が制定施行される。この五年にわたる期間を論者は四期に分け、昭和24年1月までの期間を「模索期」「萌芽期」として第五章「宗教法人令の改正（占領前期）」において扱う。特典を目的とする宗教団体の濫立や教団内の争いによる分離など、法人令によって生じた問題を、新任課長福田繁は、宗教法人からの脱退や財産処分には宗派主管者の承認を必要とするなど法人令の解釈の変更により防止しようとした。

しかしCIEがそれを認めなかったため、福田は法人令そのものの改正を計画した。こうした動きにCIEは文部省宗務課への不信感を高め、課長が交代し、課の存続自体も危ぶまれる事態に至った。23年12月には、宗務課により、認証主義に基づく法案が作成されるが、なおCIEとの認識の差は大きかった。

第六章「宗教法人法の制定（占領後期）」では、法案が国会に提出される完成期を対象とする。論者は、宗務課と宗教界側の意見の類似性、両者とCIEとの相違を強調する。宗教法人に対する免税など特典授与の根拠、法人格の適用対象などを巡って双方の相違は大きかったが、ウツダードの強い勧告により、CIEの意向が反映された法案が作成される。法律の目的や認証手続きなどにおいてCIEの主張を反映したものとなったが、宗務課、宗教界、CIE三者の対立と妥協の産物であり、痛み分けであったとする。

第七章「地域レベルにおける宗教政策の展開」では、GHQ宗教政策の基本理念が、地域レベルでどのように展開したかを検討する。GHQへの投書や郵

便検閲、地方行政組織から上がってくる情報などにより、神社への公的支援が広範に行われ、地方行政担当者や警察の政教分離などに関する認識を把握する中で、GHQはその宗教政策の実施をより強化し、町内会の解体へと向かったことを明らかにした。表面上の変化はもたらされたが、地域と神社の関係が急激に変化したのではなく、高度成長の中で変化し、世代間による占領政策の受け止め方に差異があるとする。

第八章「社寺国有地の処分」は、昭和一四年に着手されながらも、戦争のために中断していた社寺国有地処分が、どのようにして復活・実現したかを明らかにする。占領軍はこの問題を承知しておらず、日本側の主動によって協議が開始されると、CIEは、保管林制度の廃止、転売禁止、軍国神社への適用禁止などを求め、二二年二月という比較的早い時期に両者は合意する。それに対し、SCAPのGS・ESSは憲法違反の疑いがあるとして反対するが、宗教課課長バンスは信教の自由を確立するための手段として政教分離があるという論理で説得して

いったことを明らかにした。

第九章「祝祭日の改革」では、「国民の祝日に関する法律」がどのような過程で制定されたのかを検討する。GHQは当初、祝祭日の改革に慎重であったが、二二年六月ころから検討し、バンスは、超国家主義思想の排除・政教分離の徹底・皇室祭祀との切断などの方針を示す。その重要性にかんがみ、政令ではなく国会審議を経ることとし、衆議院・参議院双方において原案が作成され、CIEと参議院は紀元節を除くなど占領政策の徹底を図る方針で法案を作成したが、国民世論や衆議院は従来の祝祭日を支持するという対立が生じた。一方GSは、占領政策の転換の中で極端な改革を進めることに難色を示したが、CIEの意向が強く反映するものとなったことを明らかにした。

論文審査の結果の要旨

本論文は、戦後日本社会の在り方を強く規定することになった、GHQ（＝SCAP）の宗教政策、即ち政教分離と信教の自由にかかわる諸問題について、その担当部局であるCIE宗教課と文部省宗務課、日本の宗教界という三者の交渉過程を、GHQ文書、スタッフの個人文書を検討することにより明らかにしようとするものである。戦後の宗教に関わる諸問題は、日本国憲法、神道指令、宗教法人令・宗教法人法の三者によって規定され、その中でも研究の不十分な宗教法人令・宗教法人法の成立過程と、占領期に具体化・実現された、いくつかの政策の実施過程を検討することにより、宗教政策の形成と社会への浸透を明らかにすることを課題とする。

この課題を明らかにするため、米国国立公文書館に所蔵され、日本の国会図書館においても閲覧可能になったGHQ文書中のCIE宗教課の会議録や担当者研

究を丹念に検討するとともに、オレゴン州立大学に所蔵されている、課長のバンズと並んでGHQ宗教政策の実質的担当者であったウツダードの文書も精査することにより、論じられてこなかった経過や事実を明確にし、CIE宗教課と文部省宗務課、さらに日本の宗教界がどのような折衝を経て戦後の宗教政策が形成されていったのかを明らかにした。

第一章では、宗教政策を担当したCIE宗教課の米国人スタッフとそれを支える日本人スタッフの全体像を示し、特に日本人スタッフの役割に注目し、宗教法人法の制定過程では彼らがCIEと宗教界の連絡調整に当たり、具体的な法案を提示するなど、アドバイザーとして大きな役割を果たし、また祝祭日の改革などの際でもレポートを作成し、CIEの認識形成に寄与したことを明らかにした。

第二章は、ウツダード文書の本格的な分析である。葦津珍彦氏や大原康男氏らから著書に寄せられた疑問に対する回答を見つけるため、草稿と正本を比較検討しつつウツダードの国家神道観と国体観を検討している。ウツダードの国家神道

観・国体観がうかがえて興味深いが、それが戦後日本の国家神道や国体に関する議論の中にどう位置づけられるかの論究がほしかった。またウツダードの著書に対して寄せられた疑問に対して、クリアーな回答は不可能なようであるが、あと一步踏み込んだ解釈、叙述がほしいところである。

第三章はCIE顧問だった岸本英夫の日記により、岸本の活動・役割を明らかにする。日記は簡単な記述であるが、彼の重要な役割を明確に示している。

第二部の三章では、宗教団体法に代わって公布・施行された宗教法人令・宗教法人法の立案・公布に至る経緯を、GHQ文書により丹念に検討した。政教分離・信教の自由に関する厳格な規定を持つことになった宗教法人令の起草過程と団体の廃止過程が緻密に明らかにされている。文部省宗務課は自由化された法人令の規定によって発生した問題を解決するため、条文解釈の変更や新法の制定を構想するが、その過程でCIEとの相違が明らかになる。法人法立案に参画した日本宗教界の代表は宗務課と同様、宗教法人に対する特別立法、行政の一定の関

与・保護を求め、C I Eとの認識の「ズレ」があることを指摘する。

G H Q文書により、法人令・法人法の作成・公布に至る経過を、行政・宗教界など日本側の主張とC I E側の認識・主張を緻密に跡付けて明らかにした点、それによって双方の宗教観の相違・ズレを別出したことは本論文の大きな成果である。

第七章は、G H Q宗教政策の重要な原則の一つである宗教と国家・行政との完全な分離が、地方においてどのように行われたのかをG H Q文書・役場文書などによって追跡し、比較的早く表面上は変化するが、完全に変わったわけではなく、その後の社会の変化によって、地域と神社の関係が変わるとする。的確な分析と指摘である。

第八章は、戦前の社会が積み残していた社寺国有地の処分という問題を、国家と宗教の関係が大きく変わった占領期に処理しなければならぬという、重要な論点を含んだ問題を扱っている。C I E宗教課課長バンスなどの認識の変化、G

S・ESSとCIEとの認識の違いなども興味深く、重要な指摘である。第九章は、国民生活に大きな影響を持つ祝祭日の改定という問題に、CIEがどのようにして着手し、日本の政府および衆参両院がどう対応したかを緻密に明らかにし、占領政策の変化を指摘している。

第八・九章は、宗教と行政・政治にかかわる具体的な問題に対し、CIEがどう対処したかを明らかにした部分である。問題や国情に精通していなかったCIEが、認識を形成してゆく過程が具体的に示されており、大変興味深い。しかし叙述による限り、課長バンスの理解や考えとされ、宗教課の合意形成、さらにはそれがどのようにしてCIE・SCAPの決定となってゆくのかについては必ずしも明らかでない。

本論文は、現在にもかかわる、宗教と国家・行政の関係、信教の自由という問題の基本が形成された占領期の、宗教法人法の制定、宗教と行政にかかわる具体的な諸問題、それにかかわった組織・個人について、GHQ文書、ウツダード文

書という最も基本的にして重要な史料に基づいて緻密に論証し、取り上げた分野・課題に関する従来の研究水準を大きく引き上げること成功した。

ただすでに述べたように、いくつかの点で、あと一歩踏み込んだ分析が望まれる論点が残されている。日本側とCIEとの認識のギャップが指摘されるのみで、その相違が何に基づくのか、さらにどんな影響をもたらしたのかについてのより深い、広い議論が期待される。また、文部省宗務課など日本側官僚の分析が不十分であり、それがなされれば、戦後の宗教政策に関する、より深い理解が可能ではないかと思われる。さらに、史料の忠実な翻訳なのか論者の要約なのか不明なものが見られる。外国語史料を使う際の一般的な問題でもあるが、誤解を招かない工夫が必要である。

本論文は、いくつかの課題を残しているが、占領期宗教政策の形成と実施過程に関する実証的な研究として、高い評価を与えることができる。

よって本論文の提出者清水節は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があ

ると認められる。

平成二十五年二月十五日

主査 國學院大學教授

上山 和雄 ①

副査 國學院大學教授

大原 康男 ①

副査 福岡市総合博物館長
國學院大學大学院兼任講師

有馬 学 ①